

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年9月4日（令和7年（行情）諮詢第997号）

答申日：令和8年1月28日（令和7年度（行情）答申第864号）

事件名：防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成6年度調査研究実施報告書  
の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月21日付け防官文第2765号及び令和元年11月26日付け同第10593号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

##### （1）原処分1に係る審査請求書

（略）

##### （2）原処分2に係る審査請求書

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ （略）

ウ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

### 第3 謝問序の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2765号により、本件対象文書の表紙のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和元年11月26日付け同第10593号により、本件対象文書の表紙を除く部分について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月及び約5年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について（原処分2）

本件対象文書中、目次1枚目、目次2枚目、7ページ及び10ページの担当者の役職及び氏名のそれぞれ一部については、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条第1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 令和8年1月22日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は、先行決定である原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、防衛研究所において実施された調査研究に関し、平成6年度の調査研究実施報告書（企画部保有分）の開示を求めるものであると解し、別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかつた。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分には、調査研究に参加した研究者の役職や氏名等に関する情報が記載されており、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、当該不開示部分の役職や氏名等を公にする慣行の有無について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該不開示部分の役職や氏名等については、いずれも、公務員のものではなく、これを公表することへの同意も得られなかつたため、公表されていない旨の説明があつた。そうすると、当該不開示部分については、いずれも法5条1

号ただし書イ、ロ及びハに該当する事情は認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分であるから、法6条2項に規定する部分開示をすることはできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成6年度調査研究実施報告書

2 本件対象文書

平成6年度調査研究実施報告書